

本部町地域活性化補助金交付要綱

（目的）

第1条 この補助金は、行政区が実施する地域活性化につながる事業に対し、その経費の全部または一部を補助することを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 この補助金の対象団体は、町内の行政区（以下「行政区」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 行政区が実施する事業で、行政区内の全住民が対象となりかつ地域の活性化につながる事業であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条の事業費について補助する。ただし、事業費が5万円を超える場合は、5万円とする。

（補助申請等）

第5条 補助金の申請及び実績報告等については、本部町補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第2号）に準ずる。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。